

共生社会東日本地震被災者救援・支援の会 規約

第一章 総則

第1条（名称）

本会は、「共生社会東日本震災被災者救援・支援の会」と称す。

第2条（事務所）

本会は、主たる事務局を大阪府大阪市に置く。

大阪市北区梅田 **1-2-2-600** 大阪駅前第**2**ビル**6**階

大阪市立大学大学院・創造都市研究科・都市共生社会研究分野に置く。

第3条（目的）

本会は、東日本大震災における被災地と被災者への支援を目的とした活動、なかでも宮城県気仙沼市における支援活動と、同市の経済や市民生活の復興を支援する活動に重点を置く。

第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

…被災地への支援活動

…被災地の住民、団体との交流活動

…被災地と被災者支援に資するアドボカシー活動

…その他、第3条の目的の範囲で、役員会で必要と認めた事業

第2章 会員

第5条（会員）

本会の代表に会員登録申請を行い、事務局から承認された者（個人及び団体）を会員とする。

会員は別に定める退会届けを代表に提出し、任意に退会することができる。

第6条（会員総会）

本会は、年**1**回、会員総会を開催する。

会員総会は、本会の最高意思決定機関である。

第3章 役員

第7条（役員）

本会は、以下の役員を置く。

代表理事1名

副代表理事1名

理事 会計担当、書記担当を含め、若干名

監査1名

第8条（役員を選出）

代表理事、副代表理事は、役員会により選出する。

理事は、会員総会によって選出される。

監査は、会員総会によって選出される。

第9条 理事の職務

理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

第4章 事務局

第10章（事務局）

本会は、事務局を置く。

事務局は、日常の業務を遂行する。

第11条（事務局員）

事務局には、事務局長1名、事務局メンバー若干名を置く。

事務局長は、理事会の推薦を受け、会員総会で選出され、日常的な運営を統括する。

事務局員は、事務局長が選出、理事会に報告する。

事務局長、事務局員の任期は1年とし、任期期間終了後の再任を妨げない。

第5章（資産と会計）

第12条（資産）

本会の資産は、寄付金品、財産から生ずる収入、事業に伴う収入、その他の収入で構成される。

本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決による。

本会の経費は資産をもって支弁する。

第13条（会計）

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経、通常総会で報告しなけれ

ばならない。

本会の会計に関する書類は、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

本会の事業年度及び会計年度は、毎年**4**月**1**日に始まり、翌年**3**月**31**日に終わる。

第6章

第14条（規約改正）

本会の規約は、会員総会の出席者過半数の同意をもって改正することができる。

付則

1. この定款は、**2011**年**6**月**2**日に改正、施行する。

役員・事務局員リスト

代表理事

柏木宏（大阪市立大学大学院創造都市研究科教授）

副代表理事（兼・気仙沼現地責任者）

坂口一美（大学院4期生）

理事

監査

事務局長

阪野修（大学院4期生）

書記

後藤陽子（大学院4期生）

会計

前川武志（大学院7期生）

ML担当

新家潤子（大学院3期生）

事務局員

岩山春夫（大学院7期生）

尾崎力（関西マガジンセンター・大学院1期生）